

神戸市立北須磨小学校 いじめ防止等のための基本的な方針

令和5年4月 神戸市立北須磨小学校

はじめに

神戸市立北須磨小学校は、教職員・保護者・地域が一体となって、いじめの問題に取り組むよう、「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本的な方針(以下「北須磨小学校基本方針」と記す)を策定します。

いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

本校の教育

学校教育目標

のびのび やさしく たくましく
～未来を切り拓く北須磨っ子～

自ら学ぼうとする子

- ・人の考えを大切にし、豊かに自己表現する
- ・学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探求活動に主体的、創造的に取り組む
- ・自らの考えをまとめ、進んで発信する

命を大切にし 思いやりのある子

- ・互いのよさやちがいを認め合い、自他の存在を大切にする
- ・仲間を大切にし、共により良い生活をしようとする
- ・命あるものを大切にし、慈しみ、育てようとする

たくましい子

- ・自他の心情を大切にし、明るく素直な心で、健康的な生活を送る
- ・変化に対応できる柔軟性を培う
- ・苦しみや困難を乗り越える強い心や体をつくる
- ・何事にも責任をもって最後までやりぬく

めざす学校像		めざす教師像	
○明るい学校	○優しい学校	○子どもの心をつかむ教師	○信頼される教師
○きれいな学校	○地域に根ざした学校	○向上する教師	○視野が広い教師

1. 基本姿勢

(1) 基本姿勢

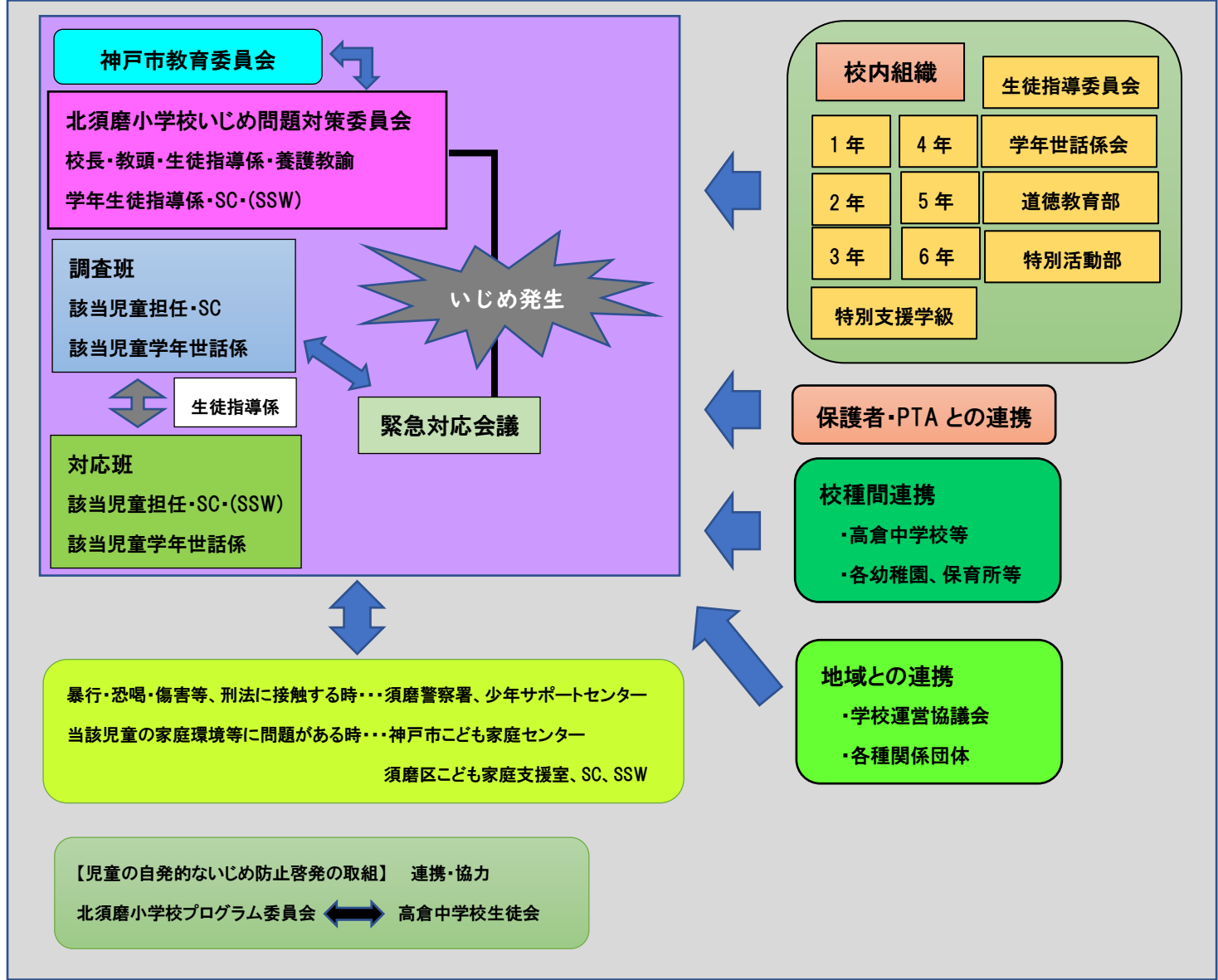
- 神戸市いじめ指導三原則「するを許さず、されるを責めず 第三者なし」を核とした指導を行います。
- 北須磨小学校基本方針に基づき、保護者・地域と連携しながら問題の根本的解決に向けた取組を進めます。

(2) 教職員の姿勢

- ・児童が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、信頼関係作りに努めます。
- ・分かる授業、一人一人の児童が活躍できる活動・行事等を通じて、児童の自己肯定感を高めます。
- ・児童、教職員の人権感覚を高めます。
- ・いじめの兆候を見逃さないように、積極的に児童の情報収集、交換を行い、その共有に努めます。
- ・「いじめは決して許さない。」という姿勢を様々な場面で児童に伝えます。
- ・問題を一人で抱え込まず、学年世話係・生徒指導係・管理職にも報告し、組織的に対応します。
- ・保護者や地域の方々からの情報を受け入れる姿勢を大切にします。

2. 対応・体側に向けた組織

(1) 組織図



(2) いじめ問題対策委員会

- 毎月、定期開催し、必要に応じて臨時開催を行います。
- 本校におけるいじめ防止等への取組に関することや相談内容の把握、いじめ防止の啓発を行います。
- 相談があった場合には、当該担任等を加え、事実関係の把握、関係児童・対応等について協議します。
- 情報については、児童の個人情報の取り扱いに十分注意しながら、本校の教職員で共有します。
- いじめの問題に関する本校教職員の理解と実践力を高めるための研修を計画的に行います。
- 本校のいじめ対策についての取組の検証と改善を行います。
- いじめアンケートの計画・準備・実施の中心となって対応します。

(3) 年間教育(予定)

★基本方針のみならず、各種アンケートや学校評価についてもPDCAサイクルを通して検証していきます。

【P(Plan・計画)→D(Do・実行)→C(Check・評価)→A(Action・改善)】

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	●年間通して実施 ・道徳教育 ・特別活動 ・人権教育 ●毎週実施 ・学年研修 ●毎月実施 ・職員会議 ・生徒指導委員会 ・いじめ問題対策委員会 ・不登校問題対策委員会 ●適宜実施 ・学年集会	
未然防止に向けた取組	★重点 学年・学級づくり		いじめ防止強化月間 薬物乱用防止教育	情報モラル教育	いじめ防止小中地 域会議 交通安全指導		
	自殺防止啓発 児童実態把握 交通安全指導	こども権利条約教育					
	学年・学級・人間関係づくり(教育活動全体を通して)						
早期発見に向けた取組			いじめアンケート 教育相談				
職員研修の 取組	基本方針・指導計 画に関する研修 児童理解研修	学級経営研修	学校運営協議会	自己評価 いじめ・不登校・ 虐待・体罰研修			
	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月
未然防止に向けた取組	自殺防止啓発 交通安全指導		いじめ防止強化月間	人権週間	いじめ防止強化月間 交通安全指導		
	学年・学級・人間関係づくり(教育活動全体を通して)						
早期発見に向けた取組			いじめアンケート 教育相談			いじめアンケート 教育相談	
職員研修の 取組				学校運営協議会 自己評価		課題検討 次年度計画	学校運営協議会 自己評価 まとめ 次年度計画

3. 基本的な対応方針

(1) 未然防止 いじめを生まない環境づくり

- ①子供や学級の様子を正確に把握します
 - 教職員の気付きが基本 ～同じ目線で共に笑い、喜怒哀楽を共にします～
 - 実態の把握 ～子供たちの意識や人間関係等、正確に実態を把握するよう努めます～
- ②互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりをすすめます
 - 子供たちの信頼 ～子供たちの良きモデルとなり、慕われ、信頼されるよう努力します～
 - 心の通い合う教職員の協力協働体制を確立します
～不可欠な共通理解。校内組織の有効機能。子供と向き合う時間確保～
 - 自尊感情を高める学習活動や学級活動、学年・学校行事を展開します
～違いを認め合う仲間作り。温かい言葉かけ。⇒自己肯定感の高揚～
 - 子供たちの主体的な参加による活動を充実させます
～「いじめのない明るい学校作り」、中学校生徒会との連携等～
- ③命や人権を尊重し、豊かな心を育てます
 - 人権教育の充実 ～生命尊重・人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図ります～
 - 道徳教育の充実 ～「いじめをしない、許さない」という人間性豊かな心を育てます～
 - 体験教育の充実 ～発達に応じた体験教育を意識的・体系的に展開します～
 - 特別活動を充実 ～他者の感情を共感的に受容するための想像力や感受性を育成します～
- ④保護者や地域の方への働きかけを積極的に行います
 - 授業参観・授業公開デー、学校行事
 - 学級・学年懇談会
 - 学校・学年便り、学校ホームページ等

(2) 早期発見 子供の変化を察知

- ①教職員のいじめに気付く力を高めます
 - 子供の立場で考えます ～人権感覚を磨き、子供の言葉を受け止め、子供を守ります～
 - 共感的に理解します ～子供の言動を理解しようとする「カウンセリング・マインド」を高めます～
 - 情報の収集に努めます ～情報提供しやすい環境づくりに力を注ぎます～
- ②早期発見のための手立てを講じます
 - 日々の観察を大切にします
～共有時間を積極的に設け、人間関係を把握し適切な指導を行います～
 - 積極的な教育相談の機会を設けます
～相談できる雰囲気作りを進めます。関係者との連携も重視します～
 - 定期的ないじめアンケート調査(学期に 1 回・年間 3 回)を実施します
～実施時の配慮を十分にします。結果は教職員で共有します～
- ③相談しやすい環境づくりをすすめます
 - 本人の訴えには ～心身の安全を保証した上で、事実関係や気持ちを傾聴します～
 - 他児童の訴えには ～勇気ある行動を称え、真摯に受け止めます。安全も確保・保証します～
 - 保護者の訴えには ～気持ちを十分に理解するよう努め、信頼関係構築も大切にします～

（３）早期対応 正確な実態把握と迅速かつ組織的に対応

- ①いじめられた子供に対して
～訴えや状況・気持ちを十分に聞き取り、不安を取り除き、共感的に受け止めます。最後まで守り抜くこと、解決に向け全力で指導に当たることを伝えます～
～保護者の気持ちを共感的に受け止め、事実関係・指導方針を伝え、対応について協議します～
- ②いじめた子供に対して
～気持ちや状況を十分に聞き、背景にも目を向けて指導します。毅然とした対応と粘り強い指導で、「決して許されないこと」であることを認識させ、いじめられる側の気持ちに気付かせます～
～保護者に対しても正確な事実関係を伝え、重大さを認識させた上で、家庭指導を依頼します～
- ③周りの子供たちに対して
～“第三者なし”の原則をもとに指導します。傍観者から仲裁者への転換を促します～
- ④継続した指導
～一定の解決を見た後も、引き続き十分な観察と状況把握を行い、指導を継続的に行います～
～いじめられた子、いじめた子双方のケアを怠らず、カウンセラーや関係機関の活用も考えます～

（４）特別な支援を必要とする児童への配慮

- 特別支援学級に在籍する児童及び通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童に対するいじめの未然防止・早期発見・早期対応に、配慮をします。
- また、いじめを許さない豊かな心を育てていくため、個々の児童を尊重する教育の推進が必要なため、特別支援学級と通常の学級との交流および共同学習を積極的に進めます。
- ① 特別支援学級担任と通常の学級担任の連携
～共同で学習する際の目標や進め方の方針についても共有します～
 - ② 常に教員の目が行き届く、見守り体制作り
～子供のいるところに教師の目が必ずあるように、全職員でカバーし合います～
 - ③ 全職員での情報共有
～日常の情報交換に加え、職員会や研修等での情報共有の機会を積極的に確保します～
 - ④ 保護者との連携
～連絡を密にし、家庭での発言内容や表情及び行動の変化等についての情報を収集します～

（５）インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

- 「インターネットやソーシャルメディアに関わる最終的な責任は保護者」という認識の育成に努めます。
- ① 未然防止
～インターネットやソーシャルメディアの危険性やトラブルについて、最新の情報を把握し、情報モラル教育を実施するとともに、児童・保護者・地域への啓発に努めます～
～使用マナーや家庭でのルール作りについて、保護者に協力を依頼します～
 - 道徳・特別活動の時間等を利用した、学級・学年単位での指導を行います
 - 少年サポートセンターなどの外部講師を招いての情報モラル教育を行います
 - ②早期対応
～いじめを認知した場合は、証拠保全等の迅速な対応を図るとともに、状況によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応します～
 - 児童の交流の広域化を踏まえた上での、関係校と連携・協力した指導を行います
 - 須磨警察署および兵庫県警察サイバー犯罪対策課との連携を図ります

４．連携・協力体制等

（１）保護者・地域との連携

- ・PTA、学校運営協議会、ふれあい懇話会、神戸っ子応援団、青少協等、保護者や地域と連携し、あいさつ運動や登下校指導、いじめ防止キャンペーン等に取り組み、児童の様子を見守ります。
- ・PTAや地域の会合等で、北須磨小学校のいじめ問題への取組について情報を発信します。
 - 授業参観、各種行事
 - 学級・学年懇談会
 - 学校・学年便り、学校ホームページ等での発信。
- ・児童、保護者、地域が一緒に参加する会議等の開催に努め、地域ぐるみでいじめの問題に取り組めます。

（２）関係機関等との連携

学校の指導だけで十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察・少年サポートセンター・こども家庭センター・医療機関・法務局等）との適切な連携が必要であることから、平素から関係機関と連携する体制を構築しておきます。

（３）学校相互間の連携

いじめを受けた児童、いじめを行った児童が同じ学校に在籍していない場合についても、迅速で適切な指導を行うことができるよう、平素から情報交換を行う等、他校との連携協力体制を構築しておきます。

（４）児童の自発的な取組および小中連携

- 児童の自発的ないじめ防止に向けた取組を重視し、プログラム委員会を中心とした啓発活動を推進します。
- また、本校児童の主な進学先にある高倉中学校の生徒会とも連携等し、いじめ防止への意識を高め、9間を見通した活動を展開します。
- スローガンの作成・制定
 - いじめ防止強化月間の取組
 - いじめ防止小中地域会議の開催

５．重大事態への対処

（１）重大事態の報告と調査

- ・重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会事務局に報告します。
- ・教育委員会事務局の指示のもと、組織を設け、速やかに事実関係を把握します。

（２）調査結果の報告

- ・いじめを受けた児童やその保護者に対して、説明責任があることを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、教育委員会事務局の指示のもと、適時、適切な方法で説明します。

６．その他

適宜「いじめ防止等のための基本的な方針」を見直し、必要があると認められるときは改定を行います。

平成 26 年 3 月策定 令和 5 年 4 月全面改定